

国立大学法人東京農工大学客員教授及び客員助教授に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学客員教授及び客員助教授に関する規程（16教規程第48号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改正後	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学客員教授及び客員助教授に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 16教規程第48号</p> <p>（目的） 第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学（以下、「本学」という。）における客員教授及び客員助教授（以下、「客員教授等」という。）の名称付与について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第5条 省 略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略</p>	<p>国立大学法人東京農工大学客員教授及び客員准教授に関する規程</p> <p>（目的） 第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学（以下、「本学」という。）における客員教授及び客員准教授（以下、「客員教授等」という。）の名称付与について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第5条 省 略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略（現行どおり）</p>	

附 則（19規程第8号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。